第三者評価結果の公表事項(母子生活支援施設)

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 JMACS

② 評価調査者研修修了番号

SK2025083・愛福評 14002・SK2025082

③ 施設の情報

名称：愛媛県立愛媛母子生活支援センター		種別：母子生活支援施設	
代表者氏名：西﨑　健志		定員（利用人数）：20 世帯(10 世帯)	
所在地：松山市			
TEL：089-925-2678		ホームページ：https://www.ehime-swc.or.jp/facility/boshi/	
【施設の概要】			
開設年月日平成 10 年４月１日			
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団・愛媛県			
職員数	常勤職員：　11 名	非常勤職員　：　4 名	
有資格職員数	（資格の名称）　名		
	社会福祉士　３　名	精神保健福祉士　１　名	
	公認心理師　１　名	保育士　５　名	
施設・設備の概要	（居室数）	（設備等）	
	21室 うち、バリアフリー室　１　室 緊急一時保護室　１　室 妊産婦用　３　室	医務室、宿直室、 集会室、心理療法室	

④理念・基本方針

【基本理念】母親と子どもの人権を尊重し、その生活を保護することにより子どもの健全育成を進めることを基本理念とし、さまざまな事情で物心ともに不安定な状況にある母子を入所させて、相談や助言を行い、自立した家庭生活の実現による子どもの健康と成長に必要な支援を行います。

【基本方針】・関係行政機関や福祉団体等と連携協調しながら、地域社会の中で自分の意思と責任により生活が送れるよう専門職員や心理療法員により支援します。 ・子どもの健全育成にあたっては、集団生活での人間関係、家族関係及び基本的生活習慣のあり方などについて少年指導員を中心に助言、指導を行います。 ・また、施設利用者の個人情報の保護及び秘密厳守の徹底を図るとともに、全職員が常に専門知識の習得や事例研究に努め、複雑多岐にわたる利用者の状況に対応できる安全で快適な施設運営に努めます。

⑤施設の特徴的な取組

母子の自立促進を図るため、母子支援員及び少年指導員のほか心理療法担当職員や個別対応職員を常勤配置し、施設利用者の生活全般を支援しながら、母子世帯に必要な指導等を行います。 また、支援体制充実のため職員の勤務を３交代制として、利用者の生活状況に適応した体制を整えています。なお、夜間及び休日においては舎監を配置し、夜間警備体制を整えており、機械警備や防犯カメラを導入することにより、追いかけ等の危険性を考慮し、防犯体制を強化しています。 他に、女性相談支援センターの緊急一時保護委託事業や、松山市からの子育て短期支援事業を受託しており、ＤＶ被害等により避難する母子及び女性の保護に取り組んでいます。広域入所の受け入れにも対応しています。 さらに、令和６年度から、愛媛県からの委託により特定妊婦等を対象とした妊産婦等生活援助事業所「産前産後ケアステーションえひめ」をセンター内の居室２室を利用して開始しました。令和７年度から更に専用居室を１室増やし、３室で対応しています。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和７年　７月　７日（契約日）　～ 令和８年１月１９日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	令和４年度

⑦総評

◇特に評価の高い点 １．当該評価受審の後、改善点を整理し着実に改善を図っている 前回受審のみならず、毎回受審後に改善点を掲げて修正・実践の上で、改めて受審する際には改善して臨んでいる。計画的かつ継続的な改善姿勢がみられる。 ２．施設長のリーダーシップのもと職員が連携を図り効率的・効果的な支援を実現している 施設長は、他機関との連携、施設内の調整・相談、こどもと母親への対応等、あらゆる場面で素早く的確かつ細やかに対応している。職員およびこどもと母親から

親しみも持たれている。
３．他機関との連携を着実に取組んでいる
　電話や会議への出席などを確実に行い、いざという時にも円滑に連携が図れるよう意識して臨んでいる。
４．より効果的なかかわりを吟味して提供している
　行事では、こどもと母親の状況等に配慮しつつ、様々な年齢や親子の組み合わせでグループを作る等、こどもと母親の交流が深まるよう工夫している。また、可能な限り対面・直接的なかかわりを大切にして、こどもと母親が自己決定しやすい状況を作るよう心掛けている。

◇改善を求められる点
１．職員一人ひとりのスキルアップの仕組みを再検討することが望まれる
　職員全体で支援に取組む体制は整っており、専門職種も充実している。そこに、職員一人ひとりのスキルアップを考慮した研修や目標を設定・評価する体制を整えることで、さらに効果的な支援が展開できると思われる。
２．日々の丁寧な記録を事業計画や自立支援計画等に反映させることが期待される
　日々の記録は非常に詳細かつ丁寧である。その記録を事業計画や自立支援計画等の作成時に評価・分析することで反映させるべきことが見出せると思われる。
３．より踏み込んだ退所後の計画を作成する等、アフターケアの充実が期待される
　施設の大切な役割の一つとしてアフターケアの充実を図ることが期待されるが、その上でまずは退所後の計画を作成することが求められる。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

　前回受審から行った改善等への評価については、職員一同、今後の業務推進に向けてのモチベーション・アップに資するものと感じている。
　今回頂いたご意見に関しても真摯に受け止め、自立支援計画の更なる充実や自立計画の退所時の他機関への引継ぎ方策に工夫を凝らすほか、個々の職員の目標設定や評価の仕方等につき検討を進めるなど、よりよい方向に進めていきたいと考えている。
　今後とも、入所母子の人権尊重を第一に、その生活を守り一日も早い自立につながるよう、力を尽くしていく所存である。

⑨第三者評価結果

　別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

（別紙）

第三者評価結果（母子生活支援施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 25 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。
※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象Ⅰ　支援の基本方針と組織

Ⅰ―１　理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ―１―（１）理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	Ⅰ―１―（１）―①　理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 毎朝、理念を復唱することで職員一人ひとりがその内容を意識する機会になっている。各職員が基本方針を記した支援マニュアル集を手元に置き、必要に応じて改善点等を月 1 回職員会議で具体的に話し合い、年に一度マニュアルを見直している。		

Ⅰ―２　経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ―２―（１）経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	Ⅰ―２―（１）―①　施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・ⓑ・c
〈コメント〉 国および県単位で、予算措置の動向や課題等の情報収集をしている。しかし、県単位では対象者数が少ないことに加え、指定管理施設であるため、独自の分析には至っていない。施設の特徴を踏まえながら、独自の分析をしておくことが期待される。		
3	Ⅰ―２―（１）―②　経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・ⓑ・c
〈コメント〉 指定管理施設として、設置者（県）はもとより、職員とも協議の上で、対応可能な範囲を考慮した経営課題が示されている。 今後は、まずは施設としての経営課題を明確にし、必要に応じて設置者に提示することが期待される。		

Ⅰ―３　事業計画の策定

		第三者評価結果
Ⅰ―３―（１）中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	Ⅰ―３―（１）―①　中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・ⓑ・c
〈コメント〉 当該施設は指定管理施設であるため、法人の中期経営計画策定には当該施設の具体的内容は反映されていない。 指定管理においては、更新に際し設置者に施設の中・長期計画を提出している。 法人内で連携を図っていること等の実態を、中・長期計画に反映してみる試みが期待される。		
5	Ⅰ―３―（１）―②　中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・ⓑ・c
〈コメント〉 指定管理施設として、予算を踏まえた単年度計画を細やかに策定している。 今後は、実施計画のうち数値化できることは数値目標を示し、具体的な成果をより見えやすくすることが期待される。		
Ⅰ―３―（２）事業計画が適切に策定されている。		
6	Ⅰ―３―（２）―①　事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 策定された事業計画に基づき、年度初めに年間計画を職員会議で周知し、職員全員で取組む姿勢で臨んでいる。また、入所しているこどもと母親の状況に応じて適宜見直しを行うなど、的確な実施に努めている。		
7	Ⅰ―３―（２）―②　事業計画は、こどもと母親に周知され、理解を促している。	a・ⓑ・c
〈コメント〉 年間の事業計画等は、行事計画を中心に伝えている。年度末には施設や職員に関することをアンケートで聞くなど、次年度の要望を聞き取るようにしている。 より一層、事業計画の内容が分かりやすく伝わる資料を作成したり、こどもと母親の参加を促す工夫が期待される。		

Ⅰ―４　支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
Ⅰ―４―（１）質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	Ⅰ―４―（１）―①　支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・ⓑ・c

〈コメント〉 支援の質の向上に向けて、日常的に職員がよく話し合い、職員会議で評価・検討を行っている。 一方で、技能・知識の蓄積が十分でない点に懸念を持っていることから、より組織的・計画的な改善策を模索することが求められる。		
9	Ⅰ—４—（１）—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・ⓑ・c
〈コメント〉 評価結果に基づき施設として取り組むべき課題を明確にしている。指定管理施設であり予算の制約等がある中で、可能な限り計画的に改善策を実施している。 今後は、改善計画の見直しの機会を設けるなど、一層の推進を図ることが期待される。		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ—１ 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ—１—（１）施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ—１—（１）—① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 職務分担表に施設長の役割を示しており、必要に応じて職員会議や調整、ケース検討会等で周知を図っている。また、緊急時の対応はマニュアルに基づいて実施することとしている。		
11	Ⅱ—１—（１）—② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 施設長や職員向けに様々な研修が実施されており、施設長はそれらに積極的に参加している。施設長は経営管理者として、最新の内容を把握し必要な知識の習得に努めている。		
Ⅱ—１—（２）施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ—１—（２）—① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 研修や日頃の情報収集で得た知識、自らの福祉経験に基づいて、職員の支援や記録で気付いたことは、職員会議で伝達したり、個別に助言するなど、積極的に働きかけている。		
13	Ⅱ—１—（２）—② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・ⓑ・c
〈コメント〉 施設長は、職員との意見交換を踏まえて法人内で協議し、経営の改善や業務の実効性を		

高める取組を行っている。しかし、指定管理施設であることから、より踏み込んだ体制を構築するには至っていない。 今後は、当該施設の特性も踏まえつつ、最善の策を多様な視点で見つめるために、施設内の体制構築を検討することが期待される。

Ⅱ―２　福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ―２―（１）福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ―２―（１）―①　必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・ⓑ・c
〈コメント〉 法人としての人材育成基本方針は策定されており、指定管理や予算上の制約の中で、人員体制の充実を図っている。 今後は、施設独自の人材確保育成計画を策定し、取組むことが望まれる。		
15	Ⅱ―２―（１）―②　総合的な人事管理が行われている。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 法人において人材育成基本方針が策定され、規程に基づき公平に人事管理している。職員に対し、施設長から個別にフィードバックが行われている。		
Ⅱ―２―（２）職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ―２―（２）―①　職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 法人として職員の待遇改善に取り組んでいる。また、施設長が職員への面談を年に 2 回実施し、意向を把握している。		
Ⅱ―２―（３）職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ―２―（３）―①　職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・ⓒ
〈コメント〉 法人は期待する職員像を示しており、それに沿った人材マネジメントを行っているものの、職員一人ひとりの目標設定に至っていない。 今後、職員一人ひとりの目標を適切に設定し、進捗状況や目標達成度を確認する取組が望まれる。		

<table>
<tr><td>18</td><td>Ⅱ―２―（３）―②　職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</td><td>a・ⓑ・c</td></tr>
<tr><td colspan="3">〈コメント〉
　法人は期待する職員像を示しており、当該施設の教育・研修計画も策定されている。しかし、階層別の研修計画は実施しているものの、職員に必要とされる専門技術や資格を活かした研修内容を考慮したものではない。今一度、期待する職員像と、教育・研修計画を連動させて示していくことが望まれる。</td></tr>
<tr><td>19</td><td>Ⅱ―２―（３）―③　職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。</td><td>a・ⓑ・c</td></tr>
<tr><td colspan="3">〈コメント〉
　職員一人ひとりの状況を把握し、必要な研修等を受ける機会を提供しており、研修報告は職員会議等で全体に共有している。
今後は、計画的な OJT やスーパービジョン体制を確立することが期待される。</td></tr>
<tr><td colspan="3">Ⅱ―２―（４）実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</td></tr>
<tr><td>20</td><td>Ⅱ―２―（４）―①　実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</td><td>a・b・ⓒ</td></tr>
<tr><td colspan="3">〈コメント〉
　施設業務見学の受入れ経験はあるが、実習の依頼はなく受入れ経験がない。そのため、専門職の研修・育成に関する基本姿勢の明文化はされておらず、マニュアルの整備もされていない。
今後、実習受入れの要請があれば検討する方向にあり、早急に基本姿勢の明文化およびマニュアルの整備が望まれる。</td></tr>
</table>

Ⅱ―３　運営の透明性の確保

<table>
<tr><td colspan="2"></td><td>第三者評価結果</td></tr>
<tr><td colspan="3">Ⅱ―３―（１）運営の透明性を確保するための取組が行われている。</td></tr>
<tr><td>21</td><td>Ⅱ―３―（１）―①　運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</td><td>ⓐ・b・c</td></tr>
<tr><td colspan="3">〈コメント〉
　法人および県のホームページで情報公開が行われている。当該施設の性質も考慮しつつ可能な限り情報を発信し、運営の透明性に努めている。</td></tr>
<tr><td>22</td><td>Ⅱ―３―（１）―②　公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</td><td>a・ⓑ・c</td></tr>
<tr><td colspan="3">〈コメント〉
　法人として明確な規程等を定めるとともに、県の監査を定期的に受け、社会的養護施設として当該評価の受審をしている。
今後、より公正かつ透明性高く適正な経営・運営を目指して、外部の専門家による監査支援等を実施することが期待される。</td></tr>
</table>

Ⅱ―４　地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ―４―（１）地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ―４―（１）―①　こども、母親と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・ⓑ・c
〈コメント〉 自治会や学校の会合、秋祭り等の行事に積極的に参加している。当該施設の性質を考慮した上で、こどもを含む来訪者の対応は慎重に行っている。こどもと母親の安全を最大限配慮しつつ、地域の方々が施設やこどもと母親への理解を深めるための取組を模索することが期待される。		
24	Ⅱ―４―（１）―②　ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・ⓑ・c
〈コメント〉 ボランティア受入規程を策定し、実際に受け入れたところ、双方にとって有意義な活動となった。また、ボランティア受入の際の課題も明らかになった。 今後は、課題への対応策を検討し、受入規程に反映することが望まれる。		
Ⅱ―４―（２）関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ―４―（２）―①　施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・ⓑ・c
〈コメント〉 こどもと母親それぞれの状況に合わせ、関係機関と積極的に連携を図り、つながりを保つよう心掛けている。 今後は、当該施設が中心となって定期的な連絡会等を実施するなど、関係機関とのさらなる連携強化が期待される。		
Ⅱ―４―（３）地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ―４―（３）―①　地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 学校や地域の自治会のほか、法人としては、災害対応などで地域活動に参加している。さらに、令和６年度から妊産婦等生活支援事業を実施しており、妊産婦を含め地域の福祉ニーズ等を把握する機会を得ている。		
27	Ⅱ―４―（３）―②　地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・ⓑ・c

〈コメント〉
　法人として地域の福祉ニーズに積極的に対応しているが、当該施設の独自の活動には慎重を要する。
今後も引き続き地域とかかわる中で、施設として対応可能な事業・活動を模索することが期待される。

評価対象Ⅲ　適切な支援の実施

Ⅲ―１　こどもと母親本位の支援

<table>
<tr><td colspan="2"></td><td>第三者評価結果</td></tr>
<tr><td colspan="3">Ⅲ―１―（１）こどもと母親を尊重する姿勢が明示されている。</td></tr>
<tr><td>28</td><td>Ⅲ―１―（１）―①　こどもと母親を尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。</td><td>ⓐ・b・c</td></tr>
<tr><td colspan="3">〈コメント〉
　毎朝の朝礼で基本理念を唱和し、職員は理念を意識して臨んでいる。また、こどもと母親の尊重や基本的人権への配慮に関する研修を受講し、研修報告を職員会議等で全職員と共有している。</td></tr>
<tr><td>29</td><td>Ⅲ―１―（１）―②　こどもと母親のプライバシー保護に配慮した支援が行われている。</td><td>ⓐ・b・c</td></tr>
<tr><td colspan="3">〈コメント〉
　プライバシー保護マニュアルを策定し、こどもと母親が心地よく安心して生活できるよう、職員は常に心掛けている。</td></tr>
<tr><td colspan="3">Ⅲ―１―（２）支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</td></tr>
<tr><td>30</td><td>Ⅲ―１―（２）―①　こどもと母親に対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。</td><td>ⓐ・b・c</td></tr>
<tr><td colspan="3">〈コメント〉
　入所の際にオリエンテーションを実施し、パンフレットや入所マニュアルを配付し、内容を分かりやすく丁寧に説明している。必要な情報を適宜見直し、更新はその都度行っている。また、可能な限り事前に施設見学の機会を設けている。</td></tr>
<tr><td>31</td><td>Ⅲ―１―（２）―②　支援の開始・過程においてこどもと母親にわかりやすく説明している。</td><td>ⓐ・b・c</td></tr>
<tr><td colspan="3">〈コメント〉
　こどもと母親の意向を尊重し、主体的に課題等に取組めるような支援を心掛けている。支援の意図や方法を丁寧に説明し、意思決定が必要な場面で複数の選択肢を示してそれぞれの利点・欠点を伝えるなどの工夫をしている。</td></tr>
</table>

32	Ⅲ―１―（２）―③　支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・ⓑ・c

〈コメント〉

　支援を引き継ぐ際は、相手方の要望に応じて口頭または文書で行っている。しかし、特に定めた様式はない。

今後は、引継ぎの際に伝え忘れがないよう、様式を定めておくことが望まれる。

Ⅲ―１―（３）こどもと母親の満足の向上に努めている。

33	Ⅲ―１―（３）―①　こどもと母親の満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	ⓐ・b・c

〈コメント〉

　こどもと母親それぞれの定例会、個別のアンケートや直接の聞き取りなど、様々な方法で満足の状況を確認している。アンケート等で確認できた要望に対して、改善できるものは改善し、サービス向上に努めている。

Ⅲ―１―（４）こどもと母親が意見等を述べやすい体制が確保されている。

34	Ⅲ―１―（４）―①　苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	ⓐ・b・c

〈コメント〉

　入所時および年度末に苦情解決の仕組みを説明しており、いつでも見られるように廊下に資料を掲示している。意見箱には用紙を添えてすぐ書いて投函できるようにしている。

35	Ⅲ―１―（４）―②　こどもと母親が相談や意見を述べやすい環境を整備し、こどもと母親に周知している。	ⓐ・b・c

〈コメント〉

　「入所のしおり」に職員全員の氏名および関係機関の連絡先を記載し、必要があれば連絡できるようにしている。相談しやすい環境を確保するために、完全個室を用意している。また、こどもと母親ともに、月１回定例会を実施し、職員とのつながりを深め、意見が言いやすい雰囲気づくりに努めている。

36	Ⅲ―１―（４）―③　こどもと母親からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	ⓐ・b・c

〈コメント〉

　こどもと母親からの相談や意見に対し、施設長と職員の対応の仕組みが確立している。また、対応可能なこととそうでないことの区別が明確なことが多く、迅速な対応が行われている。

Ⅲ―１―（５）安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。

37	Ⅲ―１―（５）―①　安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・ⓑ・c

〈コメント〉
事故発生時の対応と安全確保の手順を作成し、職員に周知するとともに、訓練を定期的に行っている。ヒヤリハットや事故について報告し、事例ごとの要因分析および改善策・再発防止策は行っているが、全事例の要因分析や改善策・再発防止策の検討には至っていない。今後は、詳細に事例を報告し、報告事例全体の分析等を行うことが望まれる。

38	Ⅲ—１—（５）—② 感染症の予防や発生時におけるこどもと母親の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	ⓐ・b・c

〈コメント〉
感染症の流行前から、定例会やポスター等で注意喚起している。また、妊産婦等生活援助事業所に配置された看護師と連携し対応が強化された。

39	Ⅲ—１—（５）—③ 災害時におけるこどもと母親の安全確保のための取組を組織的に行っている。	ⓐ・b・c

〈コメント〉
事業継続計画（BCP）を策定し、定期的に訓練を実施しており、必要に応じて改善点を見直している。世帯ごとおよび避難者のための避難袋や食料等も備えている。

Ⅲ—２ 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—２—（１）提供する支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—２—（１）—① 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が提供されている。	ⓐ・b・c

〈コメント〉
支援マニュアルや支援の記録をもとに、職員全員が共通認識を持って支援に臨むようにしている。必要に応じてケース会議を実施し、共通の支援ができるよう話し合っている。

41	Ⅲ—２—（１）—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・ⓑ・c

〈コメント〉
個別の支援を踏まえ、必要に応じて標準的な実施方法の見直しを行っている。
個別の支援の実施方法の見直しにとどまりがちであることに留意し、標準的な実施方法に反映させることが求められる。

Ⅲ—２—（２）適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ—２—（２）—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	ⓐ・b・c

〈コメント〉 関係機関との協議およびこどもと母親の意向の把握を踏まえたアセスメントを行い、個別の自立支援計画を策定している。		
43	Ⅲ―２―（２）―②　定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 自立支援計画の評価・見直しにおいて、こどもおよび母親と面談して意向を把握し同意を得ている。全職員が参加する職員会議で協議検討する仕組みがあり、緊急の変更等に対してもその都度協議を行っている。		
Ⅲ―２―（３）　支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ―２―（３）―①　こどもと母親に関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・ⓑ・c
〈コメント〉 記録作成について、ケース会議の際などに口頭で指導等を行い、内容の均一化を図っている。一方で、記入要領を作成していない。 これまでに蓄積された内容を反映して記入要領を作成し、いつでも確認ができるようにしておくことが望まれる。		
45	Ⅲ―２―（３）―②　こどもと母親に関する記録の管理体制が確立している。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 令和６年に法人の個人情報保護規程が改正され、不正利用や漏えいに対する対策や対応方法の規程が設けられ、記録の管理体制が強化された。		

内容評価基準（25 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

Ａ―１　こどもと母親の権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

<table>
<tr><td colspan="2"></td><td>第三者評価結果</td></tr>
<tr><td colspan="3">Ａ―１―（１）こどもと母親の権利擁護</td></tr>
<tr><td>Ａ①</td><td>Ａ―１―（１）―①　こどもと母親の権利擁護に関する取組が徹底されている。</td><td>ⓐ・b・c</td></tr>
<tr><td colspan="3">〈コメント〉
こどもと母親の権利擁護並びに権利侵害の防止については、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られ実践できている。思想、信教の自由についても入所時に説明し最大限に保障している。</td></tr>
<tr><td colspan="3">Ａ―１―（２）権利侵害への対応</td></tr>
<tr><td>Ａ②</td><td>Ａ―１―（２）―①　いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。</td><td>ⓐ・b・c</td></tr>
<tr><td colspan="3">〈コメント〉
不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害の防止を図るために、支援内容の報告や記録を共有している。さらに担当以外の職員が振り返りの視点から、記録を見直し、視点や手法を検討しながら取組んでいる。</td></tr>
<tr><td>Ａ③</td><td>Ａ―１―（２）―②　いかなる場合においても、こどもや母親が、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。</td><td>ⓐ・b・c</td></tr>
<tr><td colspan="3">〈コメント〉
日常的にこどもと母親からの訴えやサインを見逃さないよう、職員体制の点検と改善を行っている。また、不適切な行為を防ぐために、こどもと母親が人とのかかわり方を学べるプログラムを実施している。</td></tr>
<tr><td>Ａ④</td><td>Ａ―１―（２）―③　こどもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</td><td>ⓐ・b・c</td></tr>
<tr><td colspan="3">〈コメント〉
職員研修や具体的な体制整備を通じて、こどもへの不適切なかかわりを防止するための対策を講じている。必要に応じてこどもが自分自身を守るための知識や具体的な方法を学ぶ機会を設けるなどの改善を行った。</td></tr>
</table>

Ａ―１―（３）こどもと母親の意向や主体性の配慮		
Ａ⑤	Ａ―１―（３）―①　こどもや母親が、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取組んでいる	a・ⓑ・c
〈コメント〉 施設内での児童クラブや母親会で主体となった活動には取組めている。こどもや母親が主体的に問題や課題を検討し、その上で取組、実行、評価するといった活動には至っていない。今後は、こどもと母親自身の行動の振り返りを自立支援計画に位置づけ、施設における生活を改善していく力の育成に向けて充実した取組が望まれる。		
Ａ―１―（４）主体性を尊重した日常生活		
Ａ⑥	Ａ―１―（４）―①　日常生活への支援は、こどもや母親の主体性を尊重して行っている。	a・ⓑ・c
〈コメント〉 こどもと母親が主体性をもち、自己肯定感を高められるような支援に取組んでいる。一方で、支援業務の具体的な目標や達成度の確認ができていないという課題がある。今後は、こどもと母親と職員が支援前後の変化や効果を共有し、可視化の工夫を通して、さらなる支援の充実が期待される。		
Ａ⑦	Ａ―１―（４）―②　行事などのプログラムは、こどもや母親が参画しやすいように工夫し、計画・実施している。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 コロナ禍では家族ごとの活動をしていたが、コロナ明けからは職員と利用者、利用者同士のかかわりを増やした。年間を通して、世帯状況を考慮し、こどもと母親が安心して楽しく参加できるよう実施し、こどもたちのグループ分けでは各年齢を縦割りにして異年齢交流による育ち合いの活動を取り入れている。今年度から、幼児の預かり行事として「朝食支援」の食育への取組も計画的に進めている。		
Ａ―１―（５）支援の継続性とアフターケア		
Ａ⑧	Ａ―１―（５）―①　こどもと母親が安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。	a・ⓑ・c
〈コメント〉 退所時の支援計画は作成していない。退所面接時に、母親とともに退所後の生活課題を整理し、地域で安心して暮らせるように関係機関につなげるとともに支援先のリストを渡すようにしている。退所後は、相談対応（来所・電話・メール）、行事への参加案内を実施し、必要に応じて関係機関と連携した支援体制を整えている。今後は、退所先の施設が支援計画作成時に参考とできるよう、「支援計画の素案」を作成するなどの改善が期待される。		

Ａ―２　支援の質の確保

Ａ―２―（１）支援の基本		
Ａ⑨	Ａ―２―（１）―①　こどもと母親それぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 　個別支援計画は半年に１回作成し、こどもと母親それぞれが抱える個別の課題や、家族としての課題を明らかにし、今後に向けた話し合いを行っている。支援員の他、看護師や心理療法担当職員が配置されており、専門的な支援を行っている。多様化・複雑化する課題に対しては、具体的な事例を用いながら選択肢を提示し、人としての尊厳を重視した自己決定を支援する取組も行っている。		
Ａ―２―（２）入所初期の支援		
Ａ⑩	Ａ―２―（２）―①　入所に当たり、こどもと母親それぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 　入所時には、入所セットを準備し新しい生活を円滑に始められるように、様々な情報提供や生活環境の整備、ニーズに応じた支援を行っている。入所当初は、いろいろな手続きの同行支援を行ったり、相談に対応したりして精神的なケアにも努めている。		
Ａ―２―（３）母親への日常生活支援		
Ａ⑪	Ａ―２―（３）―①　母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	a・ⓑ・c
〈コメント〉 　母親の気持ちが自立に向かっていけるよう、心身の健康、衣・食・住などの基本的な生活に関する不安などを軽減するために、職員がともに行いながら経験を補う支援を行っている。衛生面に関しては、身なりなどへの支援が慎重になり、十分な対応に至っていないため、支援の工夫が求められる。		
Ａ⑫	Ａ―２―（３）―②　母親の子育てのニーズに対応するとともに、こどもとの適切なかかわりができるよう支援している。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 　母親が安心して子育てに臨めるように、母親のニーズや状況に応じてこどもへの適切なかかわりを支援している。学校や保育所との連携も円滑に行っている。		
Ａ⑬	Ａ―２―（３）―③　母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 　行事等を通して母親同士が交流できる場を設けている。また、母親が対人関係でストレスを感じている時には、希望に応じて心理療法担当職員によるカウンセリングを行っている。こども同士のトラブルがあった際には、現場の職員が説明し誤解が生じないように努め、母親の自立に向けて支え合える関係づくりを促す支援を行っている。		
Ａ―２―（４）こどもへの支援		

<table>
<tr><td>Ａ⑭</td><td>Ａ―２―（４）―①　健やかなこどもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。</td><td>ⓐ・b・c</td></tr>
<tr><td colspan="3">〈コメント〉
　年間の幼児行事や子ども会など、発達段階に合わせた内容で企画・実施している。職員数も余裕を持って配置しており一人ひとりのペースに合わせた活動を行うことができている。また、必要に応じて個別活動を実施しこどもの特性や性格に寄り添った活動ができるようきめ細やかな支援を行っている。</td></tr>
<tr><td>Ａ⑮</td><td>Ａ―２―（４）―②　こどもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。</td><td>a・ⓑ・c</td></tr>
<tr><td colspan="3">〈コメント〉
　利用者から進学や就職について相談があった場合は塾や家庭教師、高校などに関する情報などを提供している。また、必要に応じて進学希望先への学校見学の同行支援や塾や家庭教師の手続き等を行っている。学習指導のための学習ボランティアは現時点では利用していないが、基本姿勢の明文化およびマニュアルの整備はしておくことが求められる。</td></tr>
<tr><td>Ａ⑯</td><td>Ａ―２―（４）―③　こどもに安らぎと心地よさを与えられるおとなとのかかわりや、こどもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。</td><td>a・ⓑ・c</td></tr>
<tr><td colspan="3">〈コメント〉
　母親以外の大人に甘えられるよう、母と離れて活動する環境を提供している。また、安心できる大人がいることや、悪意や暴力のない大人がいることを理解してもらえるよう、否定から入らない支援を心がけている。職員以外の大人とのかかわりの機会はあまりなく、専門的なプログラムに基づいたグループワークは取り入れることはできていないが、対象児（小・中生）の入所があれば実施を検討したい意向をもっている。今後は、こどもの発達段階や課題に応じたグループ活動や、地域の大人とのかかわりの機会を計画的に取り入れることが望まれる。</td></tr>
<tr><td>Ａ⑰</td><td>Ａ―２―（４）―④　こどもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。</td><td>a・ⓑ・c</td></tr>
<tr><td colspan="3">〈コメント〉
　発達や特性に応じて、性教育のあり方を職員で話し合うようにしているが、知識が十分ではない。職員は性教育に関する研修に参加しており、知識を得る機会の重要性と必要性を認識している。今後は、こどもの年齢構成によっては、外部講師を招いた講演会の開催等も検討しており、性に関する正しい知識を得る機会を通して、思いやりの心を育む支援の充実が期待される。</td></tr>
<tr><td colspan="3">Ａ―２―（５）ＤＶ被害からの回避・回復</td></tr>
<tr><td>Ａ⑱</td><td>Ａ―２―（５）―①　こどもと母親の緊急利用に適切に対応する体制を整備している。</td><td>ⓐ・b・c</td></tr>
<tr><td colspan="3">〈コメント〉
　緊急一時保護において、24 時間の緊急時の連絡体制があり、施設長や職員が警察署や福祉事務所等と必要に応じて連携を図っている。</td></tr>
</table>

Ａ⑲	Ａ―２―（５）―②　こどもと母親の安全確保のために、ＤＶ防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 入所前に可能な限り保護命令を申し立てるよう提案し、入所後も措置権者や関係機関と連携を図り対応している。行政機関や裁判所等への同行支援も行っており、必要に応じて弁護士などの専門家とともに望ましい方向性を検討し、こどもと母親が安全かつ安心して生活できるよう支援している。		
Ａ⑳	Ａ―２―（５）―③　心理的ケア等を実施し、ＤＶの影響からの回復を支援している。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 心理療法担当職員を配置して、心理的ケアを実施している。心理療法担当職員と支援員が協力してＤＶからの回復を支援している。		
Ａ―２―（６）こどもの虐待状況への対応		
Ａ㉑	Ａ―２―（６）―①　被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかかわり、虐待体験からの回復を支援している。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 心理療法担当職員によるプレイセラピー等の専門的なケアを行っている。また、ぽかぽかクラブや子ども会活動、個別活動での健全なかかわりを通して、自己肯定感や自尊心の形成を目指して支援を行い、職員間でも情報を共有している。		
Ａ―２―（７）家族関係への支援		
Ａ㉒	Ａ―２―（７）―①　家族関係の構築や安定のために母親やこどもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 こどもや母親が些細なことでも相談できる関係性を日頃から心掛けている。悩みや不安が起こった時には早期に介入している。こどもと母親の感情の行き違いや意見の相違がある場合には、それぞれの立場を尊重して相談に応じ、親子関係の再構築を目指す支援を行っている。		
Ａ―２―（８）特別な配慮の必要な母親、こどもと母親への支援		
Ａ㉓	Ａ―２―（８）―①　障害や精神疾患、その他の配慮が必要なこどもと母親に対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 こどもと母親の困り感に寄り添いながら、必要な機関に同行し、連携を図っている。 障がいや精神疾患のある場合は法人の相談員に、外国人の場合は国際交流センターに協力を依頼し、様々な社会資源を活用した多方面のサポート体制の構築を図っている。		
Ａ―２―（９）就労支援		
Ａ㉔	Ａ―２―（９）―①　母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	ⓐ・b・c

〈コメント〉 　母親の希望、適性を踏まえ、資格取得を目指す求職者支援制度、職業訓練等の情報提供を行っている。マザーズハローワーク等、関係機関と連携を図りながらあらゆる形で支援を実施している。就職活動等においてこどもの一時託児を実施することもあるが長期的な保育支援に関しては地域の社会資源を利用している。		
Ａ㉕	Ａ―２―（９）―②　就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 　福祉的就労の場合は、相談支援事業所、障がい者就業・生活支援センターと連携しながら心身等の状態や意向に配慮して、就労継続が困難な母親への支援を行っている。		